

大阪府高等学校図書館研究会 規約

- 第 1 条 本会は大阪府高等学校図書館研究会と呼ぶ。
- 第 2 条 本会の所在地は、会長の所属校におく。
- 第 3 条 本会の事務局は役員会の指定する会員校におく。
- 第 4 条 本会は高等学校図書館並びに支援学校図書館の充実発展を図ることを目的とする。
- 第 5 条 本会は前条の目的を達成するために次の事業を行う。
(イ) 研究会
(ロ) 協議会
(ハ) 講習会・講演会・見学会
(ニ) 機関紙の発行
(ホ) その他必要と認める事業
- 第 6 条 本会は大阪府所在の高等学校図書館並びに支援学校図書館及び本会の趣旨に賛同する賛助会員で、**会費を納入した学校・会員**をもって組織する。
- 第 7 条 本会に次の機関を置く。
(イ) 総会
(ロ) 役員会
(ハ) 地区会
(ニ) その他必要と認める機関
- 第 8 条 総会は本会の最高決議機関であって、毎年 1 回開催して次の事項を決定する。
但し、必要のあるときは臨時に開催することができる。
(イ) 役員を選出
(ロ) 予算の決定及び決算の承認
(ハ) 規約の変更
(ニ) 他の団体への加盟及び脱退
(ホ) その他特に重要な事項
- 第 9 条 役員会は、以下の役員で構成し、任期は 1 年とする。但し、再任を妨げない。
(イ) 会長 1 名
(ロ) 副会長若干名
(ハ) 会計監事 2 名
(ニ) 事務局長 1 名
(ホ) 会計 1 名
(ヘ) 常任委員若干名

- 第10条 役員会は、本会活動の執行事務を担い、地区会の活動を支援する。
また、役員は、以下のとおり任務を分担する。
（イ）会長は会務を統括し、会を代表する。
（ロ）副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはこれに代わる。
（ハ）会計監事は会計の監査に当たる。
（ニ）事務局長は会務を整理し、その推進に当たる。
（ホ）会計は本会の会計事務を司る。
（ヘ）常任委員は会務を分担し、その運営に当たる。
- 第11条 本会は、顧問をおくことができる。
- 第12条 会員は、総会の決定する地区の地区会に所属する。
- 第13条 地区会は、各学校の司書または図書館業務に携わる者をもって構成し、相互の交流を深め、図書館活動に関する独自の研究・研修等を行う。
- 第14条 地区会の活動は、地区代表者がこれを主宰する。
- 第15条 地区代表者は各地区会で2名選出し、総会で報告する。
任期は1年とする。但し、再任を妨げない。
- 第16条 地区代表者は、具体的な活動内容の決定及び連絡調整等を行うとともに、各地区の活動状況について交流を行う。
- 第17条 本会の経費は、会費、助成金、寄付金等による。
会計年度は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。
会費は、年額3,000円とする。
（但し、定時制、通信制併置校は、全定通1校扱いにする）
支援学校と通信制単独校は、2,000円とする。
- 第18条 **本規約は平成29年5月31日より施行する。**

昭和52年5月24日一部改正。
昭和61年5月21日一部改正。
平成元年5月10日一部改正。
平成5年5月26日一部改正。
平成6年5月18日一部改正。
平成14年6月12日一部改正。
平成17年6月8日一部改正。
平成20年6月4日一部改正。
平成26年5月28日一部改正。
平成27年5月27日一部改正。
平成28年5月25日一部改正
平成29年5月31日一部改正